

兵庫県公報

平成19年 8月 7日 火曜日 第 1899号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則	ページ
○建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
告 示	
○赤穂市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	2
○赤穂市の区域内における字の区域変更（同）	2
○換地処分に伴う三木市の区域内における字の区域変更（同）	3
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
○道路の位置指定（建築指導課）	19
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	19
○入札公告（管理課）	19
○随意契約の相手方等の公示（同）	22
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	22
正 誤	
○平成19年7月24日付け兵庫県公報第1895号中	23

公布された法令のあらまし

- 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第57号）
- 1 建築基準法施行規則の一部改正に伴い、確認申請書に添付する図書を省略することができる場合を定める規定を削除することとした。
 - 2 建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令の引用条文を改めることとした。

規 則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8月 7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第57号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第137条の2」の右に「から第137条の4まで及び第137条の4の3」を加え、同項第5号中「第130条の2の2」を「第130条の2の3」に改める。

第2条の2を削る。

第9条中「建築主事」の右に「（法第4条第7項の規定により指定された建築主事をいう。以下同じ。）」

を加える。

第21条中「第137条の7」を「第137条の2から第137条の4まで及び第137条の4の3」に、「第137条の12」を「第137条の11」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第 834 号

赤穂市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成19年 6 月 26 日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、赤穂市長から届出があった。

平成19年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
赤穂市坂越字潮見950の7、950の8、字宮本1040の18、1288、1289の1、1290、1291、字本町1324の1から7まで、1326の1、1326の2、1327の1、1327の2、1328、1329の1、1329の2、1330、1331の1、1332、1334、坂越字八祖2188の1、2191、2192の1、2192の2、2193、2202、2351の5から7まで、2351の9、2351の11、2351の17から19まで、2351の21、2351の32、2351の41、2351の44、2351の49、2351の53、2351の59、字湯殿町2700、2718の2、2718の5から7まで、2766の3、2771の4及び2771の5の地先の公有水面埋立地	31,764.96㎡

兵庫県告示第 835 号

赤穂市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、赤穂市長から届出があった。

平成19年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編 入 先 の 字
所 在 地	面 積	
赤穂市坂越字潮見950の7及び950の8の地先の公有水面埋立地	2,465.66㎡	赤穂市坂越字潮見
赤穂市坂越字宮本1040の18、1288、1289の1、1290及び1291の地先の公有水面埋立地	6,987.36㎡	赤穂市坂越字宮本
赤穂市坂越字本町1324の1から7まで、1326の1、1326の2、1327の1、1327の2、1328、1329の1、1329の2、1330、1331の1、1332及び1334の地先の公有水面埋立地	7,946.39㎡	赤穂市坂越字本町
赤穂市坂越字八祖2188の1、2191、2192の1、2192の2、2193、2202、2351の5から7まで、2351の9、2351の11、2351の17から19まで、2351の21、2351の32、2351の41、2351の44、2351の49、2351の53及び2351の59の地先の公有水面埋立地	13,476.77㎡	赤穂市坂越字八祖

赤穂市坂越字湯殿町2700、2718の2、2718の5から7まで、 2766の3、2771の4及び2771の5の地先の公有水面埋立地	888.78㎡	赤穂市坂越字湯殿町
---	---------	-----------

備考 地番は、平成18年12月19日現在の地番である。

兵庫県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、三木市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

変		更		前		変		更		後				
大	字	地						大	字	字				
岩	宮	落	合	9の一部 18から20までの各一部 40の1の一部 40の2の一部 47の1の一部 47の2						岩	宮	堂ノ本		
				広	瀬	59の一部 60の1の一部 61の一部								
	95の一部 96の一部						岩	宮	高通り					
	66の4の一部						府	内	四軒家					
	94から96までの各一部						府	内	滝ノ上					
	高	通	り	99の1の一部 116の一部						岩	宮	広瀬		
				102の一部 103の1の一部 103の2の一部						岩	宮	丁田		
				100の1の一部 100の2の一部 101の一部 102の一部						府	内	滝ノ上		
	堂	ノ	本	146の1の一部 146の2の一部 147の1の一部 147の2の一部 148の1の一部 148の2 149の1の一部 149の2の一部 161の1の一部						岩	宮	落合		
				128の1の一部						岩	宮	高通り		
128の1の一部 129の1の一部						岩	宮	藪ノ下						
藪	ノ	下	179の一部						岩	宮	高通り			
			165の一部 166の一部 173の一部 174の一部 177の一部						岩	宮	堂ノ本			
丁	田	192の一部 193の一部 195の一部						府	内	滝ノ上				
		196の2の一部						府	内	町				
府	内	四	軒	家	1 1の1 2の1 2の2 3の一部 4の一部 8の一部						岩	宮	広瀬	

	滝ノ上	37の一部 38の一部		
府内町		73の1の一部 74の2の一部	府内	滝ノ上

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。
 また、大字岩宮字高通り106の1から106の3までに隣接する道路である国有地の全部は、大字岩宮字藪ノ下に編入する。
 また、大字岩宮字落合9の地先の大字岩宮字堂ノ本の道路である国有地の全部は、大字岩宮字落合に編入する。
 また、大字岩宮字広瀬88に隣接する大字府内字滝ノ上の道路である国有地の一部は、大字岩宮字広瀬に編入する。
 また、大字府内町74の2の地先の大字府内字滝ノ上の道路である国有地の一部は、大字府内町に編入する。
 また、大字岩宮字丁田196の2に隣接する大字府内町の道路である国有地の一部、大字岩宮字丁田195に隣接する大字府内字滝ノ上の道路である国有地の一部は、大字岩宮字丁田に編入する。

備考 地番は、平成5年10月1日現在の地番である。

兵庫県告示第 837 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 畑山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤田 幸美	豊岡市但東町畑山218番地
同	今井 勉	同 市但東町畑山296番地
同	羽尻 修二	同 市但東町日向12番地
同	永井 修一	同 市但東町畑山490番地
同	羽尻 宏	同 市但東町畑山1142番地
同	今井 勉	同 市但東町中山729番地の3
同	石井 賢一	同 市但東町畑山1220番地
同	霜倉 寛三	同 市但東町坂津80番地
同	永井 守	同 市但東町畑山661番地
監事	中野 利朗	同 市但東町坂津71番地
同	本田 芳一	同 市但東町畑山1045番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤田 幸美	豊岡市但東町畑山218番地
同	今井 勉	同 市但東町畑山296番地
同	羽尻 修二	同 市但東町日向12番地
同	霜倉 寛三	同 市但東町坂津80番地
同	小牧 弘己	同 市但東町畑山1226番地
同	羽尻 剛	同 市但東町畑山1223番地の1
同	羽尻 孝己	同 市但東町畑山953番地
同	永井 孝志	同 市但東町畑山707番地
同	永井 重行	同 市但東町畑山718番地
監事	今出 進	同 市但東町畑山73番地
同	永井 春義	同 市但東町畑山662番地

2 北野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 房 男	加古川市野口町北野467番地の 4
同	高 松 末 光	同 市野口町北野306番地の 7
同	沼 田 隆 幸	同 市野口町北野19番地の 1
同	山 本 節 男	同 市野口町北野927番地の 2
同	中 田 千 秋	同 市野口町北野527番地の 1
同	大 西 正 一	同 市野口町北野724番地の 4
同	中 田 要	同 市野口町北野502番地
同	橋 本 昭 七	同 市野口町北野1041番地
同	岸 本 昇 三	同 市野口町北野947番地
同	岸 本 一 三	同 市野口町北野1127番地
同	伊 藤 登	同 市野口町北野1115番地の 7
同	橋 本 伊 三 夫	同 市野口町北野1125番地
監 事	小 林 敏 美	同 市野口町北野565番地
同	高 松 政 計	同 市野口町北野531番地
同	田 川 澄 敏	同 市野口町北野1132番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 本 節 男	加古川市野口町北野927番地の 2
同	岸 本 敏 和	同 市野口町北野1050番地の 1
同	中 田 千 秋	同 市野口町北野527番地の 1
同	田 中 勝 一	同 市野口町北野757番地の 3
同	小 林 喜 明	同 市野口町北野599番地
同	大 西 正 一	同 市野口町北野724番地の 4
同	中 田 要 夫	同 市野口町北野502番地
同	高 松 典 夫	同 市野口町北野546番地
同	岸 本 昇 三	同 市野口町北野947番地
同	岸 本 一 三	同 市野口町北野1127番地
同	中 田 洋 登	同 市野口町北野1304番地
同	伊 藤 登	同 市野口町北野1115番地の 7
監 事	小 林 敏 美	同 市野口町北野565番地
同	高 松 政 計	同 市野口町北野531番地
同	田 川 澄 敏	同 市野口町北野1132番地

3 下内膳土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 木 恵 一	洲本市下内膳1588番地
同	安 倍 勝	同 市下内膳495番地
同	白 水 祥 文	同 市下内膳538番地
同	岡 一 博	同 市下内膳382番地
同	由 良 木 恒 弘	同 市下内膳1196番地
同	安 川 一 雄	同 市下内膳1211番地
同	安 岡 忠 男	同 市下内膳170番地
同	井 手 久 弘	同 市下内膳415番地の 1
同	瀧 口 初 美	同 市下内膳960番地
同	出 店 裕 司	同 市下内膳 1 番地
監 事	片 岡 富 芳	同 市下内膳853番地
同	安 川 眞 二	同 市下内膳776番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 木 恵 一	洲本市下内膳1588番地
同	安 倍 勝	同 市下内膳495番地
同	白 水 祥 文	同 市下内膳538番地
同	岡 一 博	同 市下内膳382番地
同	由 良 木 恒 弘	同 市下内膳1196番地
同	安 川 一 雄	同 市下内膳1211番地
同	安 岡 忠 男	同 市下内膳170番地
同	井 手 久 弘	同 市下内膳415番地の1
同	瀧 口 初 美	同 市下内膳960番地
同	出 店 裕 司	同 市下内膳 1 番地
監 事	片 岡 富 芳	同 市下内膳853番地
同	安 川 眞 二	同 市下内膳776番地

兵庫県告示第 838 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三尾①I (141010001)	美方郡新温泉町三尾（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
三尾(2)I (141010002)	美方郡新温泉町三尾（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
小三尾I (141010003)	美方郡新温泉町三尾（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
小三尾(2)I (141010004)	美方郡新温泉町三尾（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤崎(1)I (141010005)	美方郡新温泉町赤崎（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
下住川I (141010006)	美方郡新温泉町和田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
和田I (141010007)	美方郡新温泉町和田（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
久谷(1)I (141010008)	美方郡新温泉町久谷（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
久谷(2)I (141010009)	美方郡新温泉町久谷（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
久斗山(10)Ⅲ (141010010)	美方郡新温泉町久斗山（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊

正法庵(2)①I (141010011)	美方郡新温泉町正法庵(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤尾I (141010012)	美方郡新温泉町藤尾(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(1)I (141010013)	美方郡新温泉町久斗山(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(2)①I (141010014)	美方郡新温泉町久斗山(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(3)①I (141010015)	美方郡新温泉町久斗山(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
本谷I (141010016)	美方郡新温泉町久斗山(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(2)I (141010017)	美方郡新温泉町赤崎(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(3)I (141010018)	美方郡新温泉町赤崎(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井(1)I (141010019)	美方郡新温泉町田井(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井(2)I (141010020)	美方郡新温泉町田井(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井(3)I (141010021)	美方郡新温泉町田井(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
指杭(1)I (141010022)	美方郡新温泉町指杭(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
指杭(2)I (141010023)	美方郡新温泉町指杭(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
対田(2)I (141010024)	美方郡新温泉町対田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
二日市I (141010025)	美方郡新温泉町二日市(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
七釜(1)I (141010026)	美方郡新温泉町七釜(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
七釜(2)I (141010027)	美方郡新温泉町七釜(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

新市 I (141010028)	美方郡新温泉町新市 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
古市 I (141010029)	美方郡新温泉町古市 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
用土 I (141010030)	美方郡新温泉町用土 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
田君 I (141010031)	美方郡新温泉町田君 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷 (1) I (141010032)	美方郡新温泉町三谷 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷 (2) I (141010033)	美方郡新温泉町三谷 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷緑町 I (141010034)	美方郡新温泉町三谷 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
浜坂宇都野町 (1) I (141010035)	美方郡新温泉町浜坂 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
浜坂宇都野町 (2) I (141010036)	美方郡新温泉町浜坂 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇都野町 I (141010037)	美方郡新温泉町浜坂 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄静岡中町 I (141010038)	美方郡新温泉町諸寄 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄奥町 I (141010039)	美方郡新温泉町諸寄 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥町 I (141010040)	美方郡新温泉町諸寄 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄② I (141010041)	美方郡新温泉町諸寄 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜屋 (2) I (141010042)	美方郡新温泉町釜屋 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜屋 I (141010043)	美方郡新温泉町釜屋 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組 (2)① I (141010044)	美方郡新温泉町居組 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊

向町 I (141010045)	美方郡新温泉町居組 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組 I (141010046)	美方郡新温泉町居組 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組(2)② I (141010047)	美方郡新温泉町居組 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄① I (141010048)	美方郡新温泉町諸寄 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄③ I (141010049)	美方郡新温泉町諸寄 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
三尾② I (141010050)	美方郡新温泉町三尾 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
三尾③ I (141010051)	美方郡新温泉町三尾 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(3)② I (141010052)	美方郡新温泉町久斗山 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組(3) I (141010053)	美方郡新温泉町居組 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(2) I (141010054)	美方郡新温泉町諸寄 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(3) I (141010055)	美方郡新温泉町諸寄 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(4) I (141010056)	美方郡新温泉町諸寄 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(5) I (141010057)	美方郡新温泉町諸寄 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦屋(1) I (141010058)	美方郡新温泉町芦屋 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦屋(2) I (141010059)	美方郡新温泉町芦屋 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦屋(3) I (141010060)	美方郡新温泉町芦屋 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
浜坂(1) I (141010061)	美方郡新温泉町浜坂 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊

三谷(3) I (141010062)	美方郡新温泉町三谷 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷(4) I (141010063)	美方郡新温泉町三谷 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷(5) I (141010064)	美方郡新温泉町三谷 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷(6) I (141010065)	美方郡新温泉町三谷 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
田君(2) I (141010066)	美方郡新温泉町田君 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
指杭(3) I (141010067)	美方郡新温泉町指杭 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
二日市(2) I (141010068)	美方郡新温泉町二日市 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
七釜(3) I (141010069)	美方郡新温泉町七釜 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
七釜(4) I (141010070)	美方郡新温泉町七釜 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
用土(2) I (141010071)	美方郡新温泉町用土 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
高末(1) I (141010072)	美方郡新温泉町高末 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
高末(2) I (141010073)	美方郡新温泉町高末 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
高末(3) I (141010074)	美方郡新温泉町高末 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
三尾(3) I (141010075)	美方郡新温泉町三尾 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田(2) I (141010076)	美方郡新温泉町和田 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
久谷(3) I (141010077)	美方郡新温泉町久谷 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(4) I (141010078)	美方郡新温泉町久斗山 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊

境(1) I (141010079)	美方郡新温泉町境 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
清富(1) I (141010080)	美方郡新温泉町清富 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組(4) II (141010081)	美方郡新温泉町居組 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組(5) II (141010082)	美方郡新温泉町居組 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組(6) II (141010083)	美方郡新温泉町居組 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
居組(7) II (141010084)	美方郡新温泉町居組 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜屋(3) II (141010085)	美方郡新温泉町釜屋 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(6) II (141010086)	美方郡新温泉町諸寄 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(7) II (141010087)	美方郡新温泉町諸寄 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(8) II (141010088)	美方郡新温泉町諸寄 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(9) II (141010089)	美方郡新温泉町諸寄 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(10) II (141010090)	美方郡新温泉町諸寄 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦屋(4) II (141010091)	美方郡新温泉町芦屋 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦屋(5) II (141010092)	美方郡新温泉町芦屋 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
浜坂(2) II (141010093)	美方郡新温泉町浜坂 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
浜坂(3) II (141010094)	美方郡新温泉町浜坂 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
浜坂(4) II (141010095)	美方郡新温泉町浜坂 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊

清富(2)Ⅱ (141010096)	美方郡新温泉町清富(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷(7)Ⅱ (141010097)	美方郡新温泉町三谷(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷(8)Ⅱ (141010098)	美方郡新温泉町三谷(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
古市(2)Ⅱ (141010099)	美方郡新温泉町古市(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
古市(3)Ⅱ (141010100)	美方郡新温泉町古市(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
古市(4)Ⅱ (141010101)	美方郡新温泉町古市(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
指杭(4)Ⅱ (141010102)	美方郡新温泉町指杭(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
指杭(5)Ⅱ (141010103)	美方郡新温泉町指杭(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
二日市(3)Ⅱ (141010104)	美方郡新温泉町二日市(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
二日市(4)Ⅱ (141010105)	美方郡新温泉町二日市(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
二日市(5)Ⅱ (141010106)	美方郡新温泉町二日市(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井(4)Ⅱ (141010107)	美方郡新温泉町田井(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井(5)Ⅱ (141010108)	美方郡新温泉町田井(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
対田(1)Ⅱ (141010109)	美方郡新温泉町対田(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
対田(3)Ⅱ (141010110)	美方郡新温泉町対田(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
対田(4)Ⅱ (141010111)	美方郡新温泉町対田(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(4)Ⅱ (141010112)	美方郡新温泉町赤崎(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊

赤崎(5)Ⅱ (141010113)	美方郡新温泉町赤崎(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(6)Ⅱ (141010114)	美方郡新温泉町赤崎(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(7)Ⅱ (141010115)	美方郡新温泉町赤崎(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
高末(4)Ⅱ (141010116)	美方郡新温泉町高末(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
正法庵(2)②Ⅱ (141010117)	美方郡新温泉町正法庵(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田(3)Ⅱ (141010118)	美方郡新温泉町和田(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田(4)Ⅱ (141010119)	美方郡新温泉町和田(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
久谷(4)Ⅱ (141010120)	美方郡新温泉町久谷(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
久谷(5)Ⅱ (141010121)	美方郡新温泉町久谷(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
久谷(6)Ⅱ (141010122)	美方郡新温泉町久谷(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
辺地Ⅱ (141010123)	美方郡新温泉町辺地(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤尾(2)Ⅱ (141010124)	美方郡新温泉町藤尾(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤尾(3)Ⅱ (141010125)	美方郡新温泉町藤尾(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
境(2)Ⅱ (141010126)	美方郡新温泉町境(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
境(3)Ⅱ (141010127)	美方郡新温泉町境(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(2)②Ⅱ (141010128)	美方郡新温泉町久斗山(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(5)Ⅱ (141010129)	美方郡新温泉町久斗山(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊

久斗山(6)Ⅱ (141010130)	美方郡新温泉町久斗山(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(7)Ⅱ (141010131)	美方郡新温泉町久斗山(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊
境大味(1)Ⅱ (141010132)	美方郡新温泉町境(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
境大味(2)Ⅱ (141010133)	美方郡新温泉町境(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
境中小屋(1)Ⅱ (141010134)	美方郡新温泉町境(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
境中小屋(2)Ⅱ (141010135)	美方郡新温泉町境(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(8)Ⅱ (141010136)	美方郡新温泉町赤崎(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(11)Ⅲ (141010137)	美方郡新温泉町諸寄(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊
諸寄(12)Ⅲ (141010138)	美方郡新温泉町諸寄(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦屋(6)Ⅲ (141010139)	美方郡新温泉町芦屋(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦屋(7)Ⅲ (141010140)	美方郡新温泉町芦屋(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊
清富(3)Ⅲ (141010141)	美方郡新温泉町清富(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊
清富(4)Ⅲ (141010142)	美方郡新温泉町清富(別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊
清富(5)Ⅲ (141010143)	美方郡新温泉町清富(別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷(9)Ⅲ (141010144)	美方郡新温泉町三谷(別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊
三谷(10)Ⅲ (141010145)	美方郡新温泉町三谷(別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃谷Ⅲ (141010146)	美方郡新温泉町栃谷(別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊

指杭(6)Ⅲ (141010147)	美方郡新温泉町指杭(別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊
二日市(6)Ⅲ (141010148)	美方郡新温泉町二日市(別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊
二日市(7)Ⅲ (141010149)	美方郡新温泉町二日市(別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井(6)Ⅲ (141010150)	美方郡新温泉町田井(別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井(7)Ⅲ (141010151)	美方郡新温泉町田井(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(8)Ⅲ (141010152)	美方郡新温泉町赤崎(別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(9)Ⅲ (141010153)	美方郡新温泉町赤崎(別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤崎(10)Ⅲ (141010154)	美方郡新温泉町赤崎(別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊
高末(5)Ⅲ (141010155)	美方郡新温泉町高末(別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田(5)Ⅲ (141010156)	美方郡新温泉町和田(別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田(6)Ⅲ (141010157)	美方郡新温泉町和田(別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤尾(4)Ⅲ (141010158)	美方郡新温泉町藤尾(別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤尾(5)Ⅲ (141010159)	美方郡新温泉町藤尾(別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(8)Ⅲ (141010160)	美方郡新温泉町久斗山(別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊
久斗山(9)Ⅲ (141010161)	美方郡新温泉町久斗山(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺井川Ⅰ (241010001)	美方郡新温泉町居組(別図162のとおり)	土石流
居組川Ⅰ (241010002)	美方郡新温泉町居組(別図163のとおり)	土石流

京屋谷川Ⅱ (241010003)	美方郡新温泉町諸寄 (別図164のとおり)	土石流
奥町川Ⅰ (241010004)	美方郡新温泉町諸寄 (別図165のとおり)	土石流
松堀川Ⅰ (241010005)	美方郡新温泉町諸寄 (別図166のとおり)	土石流
諸寄南谷川Ⅰ (241010006)	美方郡新温泉町諸寄 (別図167のとおり)	土石流
諸寄川Ⅰ (241010007)	美方郡新温泉町諸寄 (別図168のとおり)	土石流
諸寄北谷川Ⅰ (241010008)	美方郡新温泉町芦屋 (別図169のとおり)	土石流
宮谷川Ⅰ (241010009)	美方郡新温泉町浜坂 (別図170のとおり)	土石流
浜坂西谷川Ⅰ (241010010)	美方郡新温泉町浜坂 (別図171のとおり)	土石流
用土谷川Ⅰ (241010011)	美方郡新温泉町用土 (別図172のとおり)	土石流
三谷山川Ⅱ (241010012)	美方郡新温泉町古市 (別図173のとおり)	土石流
岸田川Ⅱ (241010013)	美方郡新温泉町古市 (別図174のとおり)	土石流
七釜谷川Ⅰ (241010014)	美方郡新温泉町七釜 (別図175のとおり)	土石流
味原川Ⅱ (241010015)	美方郡新温泉町浜坂 (別図176のとおり)	土石流
田君谷川Ⅱ (241010016)	美方郡新温泉町栃谷 (別図177のとおり)	土石流
下三成川Ⅰ (241010017)	美方郡新温泉町栃谷 (別図178のとおり)	土石流
間谷川Ⅰ (241010018)	美方郡新温泉町久斗山 (別図179のとおり)	土石流
山谷川Ⅰ (241010019)	美方郡新温泉町久斗山 (別図180のとおり)	土石流

久斗山谷川Ⅱ (241010020)	美方郡新温泉町久斗山 (別図 181 のとおり)	土石流
境川Ⅱ (241010021)	美方郡新温泉町境 (別図 182 のとおり)	土石流
猪ノ奥川Ⅰ (241010022)	美方郡新温泉町境 (別図 183 のとおり)	土石流
大味谷川Ⅱ (241010023)	美方郡新温泉町境 (別図 184 のとおり)	土石流
辺地谷川Ⅰ (241010024)	美方郡新温泉町辺地 (別図 185 のとおり)	土石流
三谷山川Ⅰ (241010025)	美方郡新温泉町辺地 (別図 186 のとおり)	土石流
后山川Ⅰ (241010026)	美方郡新温泉町辺地 (別図 187 のとおり)	土石流
高末東谷川Ⅱ (241010027)	美方郡新温泉町高末 (別図 188 のとおり)	土石流
正法庵川Ⅰ (241010028)	美方郡新温泉町正法庵 (別図 189 のとおり)	土石流
高末北谷川Ⅰ (241010029)	美方郡新温泉町高末 (別図 190 のとおり)	土石流
久谷北奥谷川Ⅰ (241010030)	美方郡新温泉町久谷 (別図 191 のとおり)	土石流
久谷南谷川Ⅱ (241010031)	美方郡新温泉町久谷 (別図 192 のとおり)	土石流
久谷北谷川Ⅰ (241010032)	美方郡新温泉町久谷 (別図 193 のとおり)	土石流
赤崎谷川Ⅰ (241010033)	美方郡新温泉町赤崎 (別図 194 のとおり)	土石流
赤崎川(1)Ⅰ (241010034)	美方郡新温泉町赤崎 (別図 195 のとおり)	土石流
赤崎川(2)Ⅰ (241010035)	美方郡新温泉町赤崎 (別図 196 のとおり)	土石流
和田川Ⅰ (241010036)	美方郡新温泉町和田 (別図 197 のとおり)	土石流

下住川Ⅰ (241010037)	美方郡新温泉町和田 (別図198のとおり)	土石流
和田川Ⅰ (241010038)	美方郡新温泉町和田 (別図199のとおり)	土石流
和田北谷川Ⅱ (241010039)	美方郡新温泉町和田 (別図200のとおり)	土石流
和田南谷川Ⅱ (241010040)	美方郡新温泉町和田 (別図201のとおり)	土石流
対田川Ⅰ (241010041)	美方郡新温泉町対田 (別図202のとおり)	土石流
奥村川Ⅰ (241010042)	美方郡新温泉町対田 (別図203のとおり)	土石流
田井北川Ⅰ (241010043)	美方郡新温泉町田井 (別図204のとおり)	土石流
田井東川Ⅰ (241010044)	美方郡新温泉町田井 (別図205のとおり)	土石流
田井南川Ⅰ (241010045)	美方郡新温泉町田井 (別図206のとおり)	土石流
田井西川Ⅰ (241010046)	美方郡新温泉町田井 (別図207のとおり)	土石流
指杭川Ⅰ (241010047)	美方郡新温泉町指杭 (別図208のとおり)	土石流
清富東谷川Ⅱ (241010048)	美方郡新温泉町清富 (別図209のとおり)	土石流
清富西谷川Ⅰ (241010049)	美方郡新温泉町浜坂 (別図210のとおり)	土石流
小三尾川Ⅰ(1) (241010050)	美方郡新温泉町三尾 (別図211のとおり)	土石流
小三尾川Ⅰ(2) (241010051)	美方郡新温泉町三尾 (別図212のとおり)	土石流
三尾川Ⅰ(1) (241010052)	美方郡新温泉町三尾 (別図213のとおり)	土石流
三尾川Ⅰ(2) (241010053)	美方郡新温泉町三尾 (別図214のとおり)	土石流

三尾川Ⅱ (241010054)	美方郡新温泉町三尾 (別図215のとおり)	土石流
---------------------	-----------------------	-----

(別図1から別図215までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 839 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成19年 8月 7日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
 平成19年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19但豊位置 0001号	19. 7. 25	豊岡市戸牧字西ブケ38番1の一部	6.00	34.94
			6.00~13.07	3.54

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 三木市志染町中自由が丘2丁目51番1、99番1の一部、99番18、100番1、101番1、102番1、100番1
 地先水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 三木市志染町青山3丁目14番の3
 西村興産株式会社 代表取締役 立 松 陽 子
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成19年 7月 5日
 兵庫県指令北播(建)第1-14-6号(13三木)
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 小野市神明町字大年前97番の一部、104番から106番まで、243番、244番3
 同 市中町字岸ノ上245番3の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 三木市大塚1丁目1番26号
 大昭建設株式会社 代表取締役 橋 田 義 幸
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成19年 7月 9日
 兵庫県指令北播(建)第1-21-2号(18小野)

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年 8月 7日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

地域衛星通信ネットワーク映像デジタル機器一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成20年3月1日（土）から平成28年3月31日（木）（8年1か月）

(4) 設置場所

兵庫県災害対策センター1階（神戸市中央区下山手通5-10-1）ほか、46箇所（仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 長嶺

電話 (078) 341-7711 内線 4947

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年8月7日（火）から同月21日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年9月18日（火） 午後1時30分 兵庫県西館1階 小入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年9月14日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成19年8月7日（火）午前9時から同月21日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成19年9月10日（月）午前9時から同月18日（月）午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参するか、

又は物品電子入札・開札システムにより提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成19年8月8日（水）から同年9月3日（月）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成19年9月10日（月）に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間97箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年9月14日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年9月下旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Lease of Satellite Communications Network digital wireless radio transmitter and receiver 1 set

(3) Lease period : From 1 March 2008 through 31 March 2016

(4) Lease place :

Hyogo disaster management cennter (1-10-5 Simoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo) and 46other places (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 August 21, 2007

(6) Deadline for tender :

13:30 Septmber 18, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00 Septmber 14, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Nagamine, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567
TEL (078) 341-7711 extension 4947

~~~~~  
随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年8月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 随意契約に係る物品の名称及び数量

(1) 参議院議員通常選挙選挙公報（選挙区）の印刷 2,522,680部

(2) 参議院議員通常選挙選挙公報（比例区）の印刷 2,522,680部

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年7月17日

## 4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

## 5 随意契約に係る契約金額

59,253,968円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意

## 7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(c)による。

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22

年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、名称の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年 8月 7日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏 木 保

1 病院及び介護老人保健施設の表三木市の項中、

|        |             |
|--------|-------------|
| 私立吉川病院 | 同 市吉川町稲田1-2 |
|--------|-------------|

を

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 医療法人社団 敬命会 吉川病院 | 同 市吉川町稲田1-2 |
|-----------------|-------------|

に改める。

正 誤

○平成19年 7月24日付け(兵庫県公報第1895号)

兵庫県選挙管理委員会告示第56号(平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正)中

| (ページ) | (行)   | (誤)              | (正)              |
|-------|-------|------------------|------------------|
| 21    | 上から20 | 兵庫県選挙管理委員会告示第56号 | 兵庫県選挙管理委員会告示第57号 |